

練馬区まちづくり条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 } 第136条 } 省略 (庶務) 第137条 審議会の庶務は、<u>環境まちづくり</u> <u>事業本部都市整備部</u>において処理する。 第138条 } 第153条 } 省略 付 則 省略 別表第1 } 別表第8 } 省略</p>	<p>第1条 } 第136条 } 同左 (庶務) 第137条 審議会の庶務は、<u>都市整備部</u>にお いて処理する。 第138条 } 第153条 } 同左 付 則 同左 別表第1 } 別表第8 } 同左</p>